



年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)

支給対象者に該当すると思われる方へ、4月8日(金)以降に申請書を送付します

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者を支援するため、国が臨時的に支給を決定した給付金です。
【担当課】 福祉管理課

申請期間 4月11日(月)～7月11日(月)

申請方法 申請書を記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて郵送してください。
 下表の窓口でも受け付けます。

申請窓口	期間	時間
区役所本庁舎2階区民ホール (立石5-13-1) ※4月28日(木)以降は、臨時福祉給付金窓口(区役所2階202番)で受け付けます。	4月11日(月)～27日(水) (土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後5時
金町地区センター (東金町1-22-1)	4月11日(月)～6月10日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後5時
新小岩北地区センター (東新小岩6-21-1)		

支給時期 5月下旬支給開始
 申請受け付け後、1カ月半程度で指定の口座へ振り込む予定ですが、それ以上かかる場合もあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせは 4月4日(月)から開設
こちらへ → 葛飾区給付金コールセンター

☎0120-627-200(フリーダイヤル)

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299-3932

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

支給対象者 次の全てに該当する方
 ▷ 基準日(平成27年1月1日)時点において、葛飾区に住民票があること
 ▷ 平成27年度住民税(特別区民税均等割)が課税されていないこと
 ▷ 平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

ただし、次の方は支給の対象になりません。

- ▷ 住民税が課税されている方の扶養親族等(※)や、生活保護を受給している方など
 - ▷ 基準日以降、支給が決定される前に亡くなった方
- ※扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

支給額 1人当たり3万円(支給は1回です)

よくいただくお問い合わせ

- Q** 私自身は、平成27年度の住民税が非課税ですが、課税されている息子の扶養になっています。私は給付金の対象になりますか。
A ご自身が非課税の方でも、課税されている方の扶養親族等になっている場合は対象になりません。
- Q** 基準日(平成27年1月1日)の翌日以降に葛飾区に転入してきた場合の給付金の申請はどうなりますか。
A 基準日時点で住民票がある区市町村へお問い合わせください。
- Q** 申請書が届いた人は、申請すれば必ず給付金が支給されますか。
A 申請書は、発送する時点で支給要件を満たす可能性のある方に郵送します。ただし、申請受付後、支給要件を満たしていないことが判明した場合、給付金は支給されません。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください



給付金の支給に当たり、葛飾区や厚生労働省などの職員がATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。

平成28年4月からの放射線対策についてお知らせします

区では、これまで実施してきた空間放射線量の測定結果などを踏まえ、4月から放射線対策事業を次の通り実施していきます。

【担当課】 環境課(区役所4階410番) ☎5654-8588

▶ 空間放射線量測定器・高圧洗浄機の貸し出し

区内在住の方や、区内に土地を有する方などに、無料で8日間貸し出しています。

平成28年4月から

区役所での貸し出しは、環境課(区役所4階410番)で行います。金町区民事務所でも、これまで通り貸し出しを行います。

▶ 持込食品等の放射性物質検査

自宅で栽培した作物や流通食品など、区民の皆さんが持ち込んだ食品・飲料の放射性物質検査を行っています。予約が必要です。

平成28年4月から

検査予約の受け付けは、消費生活センター(☎5698-2316)で行います。

▶ 健康相談

放射線による健康への影響について、「健康ホットラインかつしか」や保健センターで相談を受け付けています。

健康ホットラインかつしか ☎3602-1244
 青戸保健センター(青戸4-15-14健康プラザかつしか内) ☎3602-1284

新小岩保健センター(西新小岩4-21-12) ☎3696-3781

金町保健センター(金町4-18-19) ☎3607-4141

水元保健センター(東水元1-7-3) ☎3627-1911

▶ 公園・児童遊園での空間放射線量の定点測定

33カ所の公園・児童遊園で、空間放射線量を測定しています。平成25年12月以降、測定値の平均は毎時0.07マイクロシーベルト程度で推移しています。

平成28年4月から

測定値がほぼ一定の数値で推移していることから、これまで毎月実施していた測定を、年4回の実施(4月・7月・10月・1月)に変更します。

▶ 公共施設などでの空間放射線量の測定

公園・学校・保育園など、主に子どもが利用する公共施設において、マイクロホットスポット(局所的に線量が高い箇所)対策として「きめ細かな空間放射線量測定」を15,809カ所で行い、測定結果から区独自の除染基準(地上1cmで毎時1マイクロシーベルト)以上となった226カ所の除染を行いました。その後、除染した箇所の再測定を実施し、その再測定した箇所は全て区独自の除染基準未満であることを確認しています。

また、屋外の平均的な空間放射線量の変化を把握するために、「学校等における平均的な空間放射線量の測定」も実施し、平成27年度の測定結果(地上1mの高さの平均値)は毎時0.06マイクロシーベルトでした。

平成28年4月から

上記の測定結果から、今後、公共施設などにマイクロホットスポットが出現する可能性は低く、学校などの平均的な空間放射線量も定点測定とほぼ同様の結果であるため、当測定は平成28年3月末をもって終了しました。

▶ 調理済み給食・牛乳の放射性物質検査

平成23年度以降、2,866検体の検査を実施し、検査結果は全て「不検出」でした。

平成28年4月から

流通食品の検査は東京都などで徹底されており、今後も放射性物質の検出は考えづらい状況であることから、当検査は平成28年3月末をもって終了しました。

今後の窓口について

福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質への緊急的かつ即応的な対応を図るために設置した放射線対策担当課は、平成28年3月末をもって廃止し、4月からは放射線対策の主な業務を環境課(区役所4階410番)(☎5654-8588)で行います。

非常勤職員募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
福祉事務所 メンタルケース支援員 精神疾患などによる生活上の問題を抱える生活保護受給者とその世帯員の相談業務など(福祉事務所東庁舎東生活課で勤務予定)	1人	保健師または精神保健福祉士の資格を有し、医療機関などでの実務経験がある方	6月1日から平成29年3月31日(更新可)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (4週のうち15日勤務)	月額208,200円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、応募動機(生活保護についての所感・自己PRを含め800字程度。様式自由)、返信用封筒(82円切手貼付、宛先記入)を、4月20日(水)(必着)までに持参か郵送。郵送の場合は封筒に「メンタルケース支援員」と朱書き。 【募集要項配布場所】 福祉事務所東庁舎東生活課、西生活課(区役所2階234番)区ホームページからも取り出せます。	書類選考の上、4月27日(水)(予定)に面接。	〒125-0042 金町1-6-24 福祉事務所東庁舎東生活課 ☎3607-2151